

八戸市魚市場運営審議会

日時：平成26年7月25日（金）午後1時30分
場所：八戸グランドホテル 2階「ローズコート」

次 第

1 開 会

2 開設者挨拶

3 会長挨拶

4 議 題

○諮問事項 買受人等の承認について

○報告事項

- ・平成26年上半期の水揚げ実績報告について
- ・災害発生時における市場業務の対応について

5 閉 会

八戸市魚市場運営審議会委員名簿

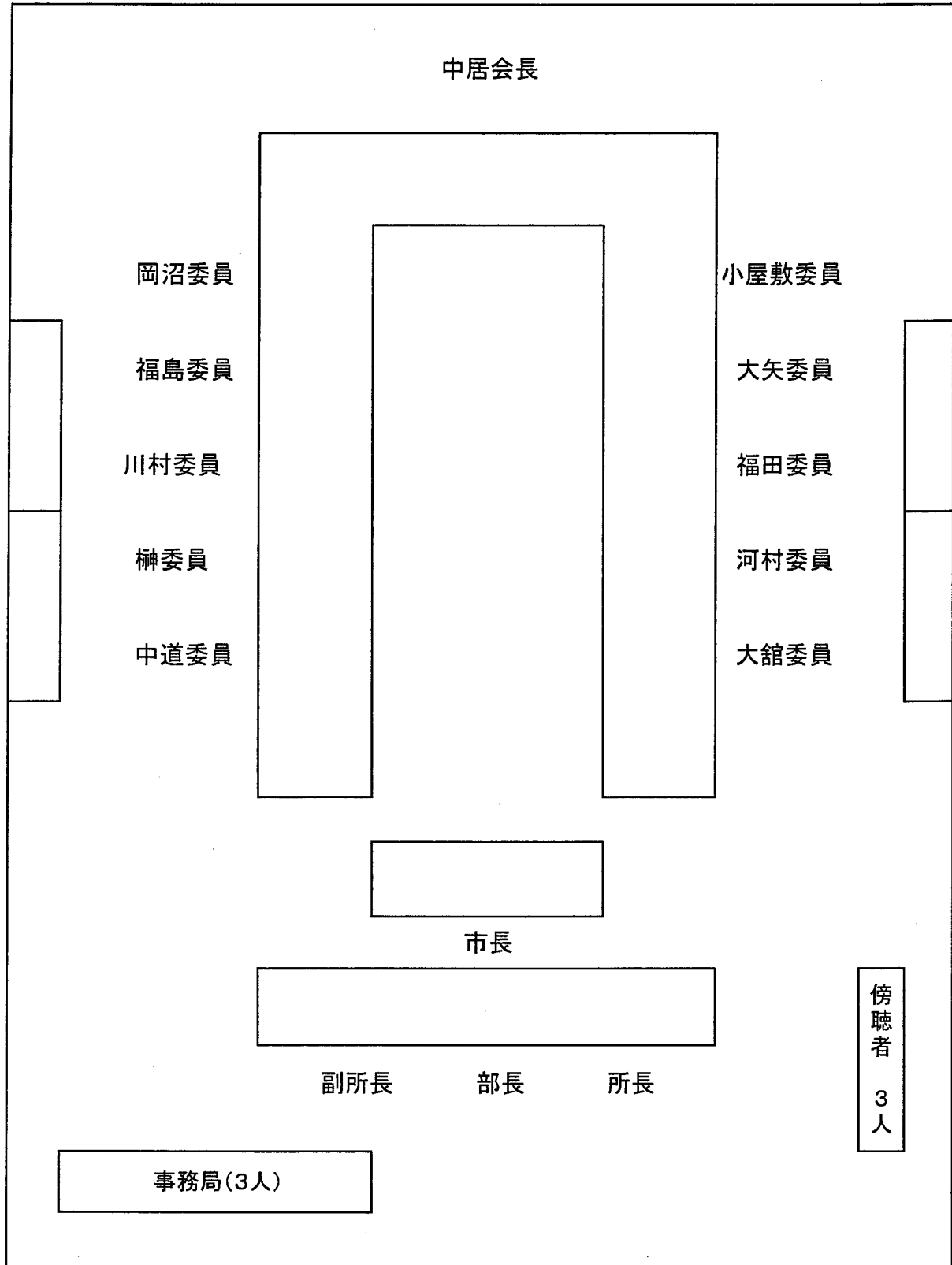
(平成26年7月25日現在)

公 職 名 又 は 職 名	氏 名	出 欠
八戸学院大学 教授	中 居 裕 (ナカイ ユタカ)	出席
八戸市議会議員 (経済常任委員会委員長)	小 屋 敷 孝 (コヤシキ タカシ)	出席
八戸商工会議所 専務理事	山 内 隆 (ヤマウチ タカシ)	欠席
八戸港湾運送株式会社 代表取締役社長	大 矢 卓 (オオヤ タカシ)	出席
林料理学校 校長	林 恭 子 (ハヤシ キョウコ)	欠席
名勝種差海岸鮫町の自然を守る会 代表	福 田 ま り 子 (フクダ マリコ)	出席
公募	豊 巻 智 子 (トヨマキ トモコ)	欠席
八戸みなと漁業協同組合 代表理事組合長	岡 沼 明 見 (オカヌマ アケミ)	出席
青森県旋網漁業協同組合 代表理事組合長	福 島 哲 男 (フクシマ テツオ)	出席
八戸機船漁業協同組合 代表理事組合長	川 村 嘉 朗 (カワムラ ヨシロウ)	出席
八戸魚市場仲買人協同組合連合会 代表理事会長	榊 佳 弘 (サカキ ヨシヒロ)	出席
八戸魚市場仲買人協同組合連合会 副会長	地 主 陽 一 (ジヌシ ヨウイチ)	欠席
八戸魚市場仲買人協同組合連合会 副会長	中 道 栄 治 (ナカミチ エイジ)	出席
八戸みなと漁業協同組合 専務理事	河 村 喜 久 雄 (カワムラ キクオ)	出席
株式会社八戸魚市場 取締役市場部長	大 舘 政 司 (オオダテ マサシ)	出席

八戸市魚市場運営審議会

日時 平成26年7月25日(金)午後1時30分
場所 八戸グランドホテル 2階「ローズコート」

席 次



諮 問 書

次のことについて、貴審議会の意見を求めます。

1 買受人等の承認について

平成26年7月25日

八戸市魚市場運営審議会
会長 中 居 裕 様

八戸市長 小 林 眞

買受人等の承認申請者

1 買受人新規申請者

有限会社マルイチ水産八戸

買受人等承認申請者名簿及び内容

整理番号	承認番号	商号	氏名又は名称 *** 買受人(新規) ***	年間買付額 (千円)					平均額	内容	三者の意見	承認期間	承認年数
				平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年					
1		㊟	㈱マルイチ水産八戸	-	-	■■■■	■■■■	■■■■	新規		H26.8.1~H27.7.31	1年	
									売買参加人3年経過による				

平成25年上半期の水揚げ実績報告について

平成26年1月1日から平成26年6月30日

漁業別	平成26年(A)		平成25年(B)		比較		平均単価(10kg当たり)				
	水揚実績 千円	構成比 %	水揚実績 千円	構成比 %	(A)-(B) 千円	A/B*100 %	平成26年 (a)円	平成25年 (b)円			
							(a)-(b)円	a/b*100 %			
いかつり	近海	8	0	5	0	3	160	5,018	25	100	
	遠海	4,034	0	2,509	0	1,525	161	0	-	-	
	船凍スルメ	1,482	9	1,563	11	-81	95	3,643	3,366	277	108
	船凍アカイカ	539,911	13	526,162	17	13,749	103	3,705	2,952	753	126
	ニュージラード	1,816	12	45	0	1,771	4,036	3,306	21,371	935	139
	ペルー	672,782	16	13,284	0	659,498	5,065	0	0	-	-
	海外・その他	157	1	706	5	-549	22	0	0	-	-
	計	51,907	1	167,416	5	-115,509	31	0	0	-	-
	三陸	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	遠海	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
大中型旋網	船凍	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	三陸	601	0	0	0	1	皆増	6,010	0	-	-
	遠海	1,155	7	0	0	601	皆増	1,243	0	-	-
	船凍	143,546	3	0	0	0	皆増	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	遠海	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	船凍	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	3,463	22	2,319	16	1,144	149	3,663	3,059	604	120
	三陸	1,268,634	30	709,371	22	559,263	179	1,243	0	-	-
機船底びき網	遠海	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	船凍	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	遠海	601	0	0	0	1	皆増	6,010	0	-	-
	船凍	1,156	7	0	0	601	皆増	1,243	0	-	-
	計	144,147	3	0	0	144,147	皆増	1,247	0	-	-
	遠海	264	2	0	0	264	皆増	4,905	0	-	-
	船凍	129,489	3	0	0	129,489	皆増	4,905	0	-	-
	計	8,603	55	9,417	65	-814	91	2,169	1,636	533	133
	三陸	1,866,266	45	1,540,262	50	326,004	121	2,169	1,636	533	133
小型旋網	遠海	685	4	595	4	90	115	2,729	2,629	100	104
	船凍	186,930	4	156,413	5	30,517	120	2,729	2,629	100	104
	計	9,552	61	10,012	69	-460	95	2,285	1,695	590	135
	遠海	2,182,685	52	1,696,675	55	486,010	129	2,285	1,695	590	135
	船凍	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	遠海	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	船凍	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	三陸	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
さんま棒受網	遠海	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	船凍	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	三陸	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
その他	遠海	1,541	10	2,121	15	-580	73	3,826	3,039	787	126
	船凍	589,563	15	644,668	23	-55,105	91	3,826	3,039	787	126
	計	15,712	100	14,452	100	1,260	109	2,664	2,111	553	126
合計	4,185,029	100	3,050,714	100	1,134,315	137	2,664	2,111	553	126	

上段:数量(トン)
下段:金額(千円)

災害発生時における市場業務の対応

平成26年7月1日作成
地方卸売市場八戸市魚市場

地震・津波等の災害が発生した場合、八戸市魚市場（第一・第二・第三魚市場共通）での市場業務は以下のとおりの対応となります。

荷揚げ業務

区分	市場業務の対応
① 地震	安全確認を行い、津波警報等の情報収集を行う。 (警報等が発表された場合は、海上保安部の勧告等に従う。)
② 大津波警報 津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を中止し、八戸海上保安部の勧告基準に従う。(別紙参照) ・警報等が解除され次第に業務再開。
③ 津波注意報	
④ 各種気象警報等	各種警報等の情報、海上保安部の勧告等に従う。

販売（せり・入札）、搬送業務

区分	市場業務の対応
① 地震	安全確認を行い、津波警報等の情報収集を行う。 (警報等が発表された場合は、区分②、③で対応する。)
② 大津波警報 津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中止、避難を原則とする。 ・警報が解除され次第に業務再開。
③ 津波注意報	荷揚げが完了している物品については、注意報等の情報収集及び緊急時の安全確保に努めながら販売業務等を行う。
④ 各種気象警報等	各種警報等の情報収集及び安全確保に努めながら対応する。

津波来襲時における勧告基準

八戸海上保安部

区分	発動の基準及び時期	解除の基準及び時期	船舶等がとる措置事項
第一警戒態勢 (注意喚起)	青森県太平洋沿岸に津波注意報が発表された場合	左記津波注意報が解除されたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、荷役、工事作業等中止し、必要に応じて直ちに避難できるよう機関スタンバイ等の所要の措置をとる。 2 工事、作業現場においては、津波の来襲に備え、資材等の流出防止措置を取る。 3 関連情報の収集に努め、状況により港外避難とする。
第二警戒態勢 (避難勧告)	青森県太平洋沿岸に津波警報又は大津波警報が発表された場合	左記津波警報が解除されたとき	<p>【在港船舶】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖だし避難可能な船舶は、速やかに避難する。 但し、津波到達までに時間的余裕がない場合、無理な沖だしが事故につながることも考えられることから特に小型船は人命の保護に配慮し、乗員の高台等への避難を考慮すること。 2 前項以外の船舶は、可能な限り上架固縛強化、係留強化等の最善の措置を取り人員は速やかに安全な場所へ避難する。 3 工事、作業現場においては、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を取り、速やかに安全な場所へ避難する。 <p>【入港船舶】 入港を見合わせる。</p> <p>(備考) 通信途絶等によりFAXが届かない場合は、自主避難を開始する。</p>